

第 1 号 議 案

景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証について

越谷市景観条例（平成25年条例第17号）第33条第1項第1号の規定により諮問する。

令和5年10月6日提出

越谷市長 福 田 晃

諮 問 理 由

越谷市景観条例第33条第1項第1号の規定により、景観計画におけるアクションプログラムの評価・検証に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。